

令和5年度

第2回古河市公共交通活性化会議資料

令和5年9月22日



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

| 件 名 | ページ |
|--|-----|
| 議案第 1 号 古河市公共交通事業（循環バス「ぐるりん号」）の一部運行の見直し（案） | 1 |
| 議案第 2 号 循環バス「ぐるりん号」停留所の新設について | 3 |
| 議案第 3 号 古河市地域公共交通計画の基本理念及び基本方針（案）について | 5 |
| 報告第 1 号 古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について | 6 |
| 報告第 2 号 EV バス導入について | 7 |
| (参考資料) | |
| 古河市公共交通活性化会議設置要綱 | 9 |
| 古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程 | 12 |
| 令和 5 年度 第 2 回古河市公共交通活性化会議委員名簿 | 15 |

議案第1号

古河市公共交通事業（循環バス「ぐるりん号」）の一部運行の見直し（案）について

1 一部運行の見直しの概要

循環バス「ぐるりん号」については、令和5年4月からコースの分割等見直しを図り、新たに1コースを開設し、全7コースでのコンパクトかつ効率的な運行にすべく、再編したところである。

しかし、再編以降「従来から利用している時間帯の便がなくなった」、「乗り継ぎが円滑にいかず、着きたい時間に間に合わない」、「南コースが一方向で運行のため、見直してほしい」、「北コースは古河駅を起点にしてほしい」といった意見、要望が多数寄せられた。

これを踏まえ、コース・ダイヤについて以下及び参考資料のとおり一部運行の見直しを行うこととする。

2 見直しのコース、内容及び効果

① コース：古河庁舎・福祉の森コース

内 容：「古河駅西口 8：40発⇒福祉の森 9：04着（反時計回り）」を増便

効 果：福祉の森診療所や福祉の森会館の午前中利用が可能

福祉施設利用者の利便性向上 ※福祉の森方面 9時台着便が無かつたため

② コース：古河庁舎・福祉の森コース

内 容：「古河駅西口 13：30発（時計回り）」を30分繰り上げ 13：00発とする。

効 果：同時刻に同じ方向のルート（南コース）が運行するため、30分繰上げることによる利用できるコースの多様化

③ コース：南コース（古河駅発着及び栗橋駅発着）

内 容：栗橋駅 9：11着後、9：15発⇒【大山中田経由】⇒福祉の森⇒古河駅西口 10：09着のコースを増便（時計回り）

効 果：要望が多い大山中田方面から福祉の森方面へ経由し古河駅着便（時計回り）を午前中1便増便し各施設への利用が可能

④ コース：南コース（古河駅発着）

内 容：平日 4便のうち 1便を反時計回り便に変更

効 果：③同様、午後便も双方向の運行により、同じコースで乗車した停留所での降車が可能

⑤ コース：南コース（栗橋着便）

内 容：栗橋駅 15：45 着便の回送車 【大山経由】 ⇒ 古河駅西口着にコース増便

古河駅西口 17：16 着便の回送車 【中田経由】 ⇒ 栗橋駅着にコース増便

効 果：回送便を有効利用し、需要の多い古河駅発着便を夕 2便増便かつ栗橋駅古河駅間を直通とする。

⑥ コース：北コース

内 容：古河駅東口を起点にし、両方向を古河駅東口着にルート変更

古河駅東口を発着にする

一方、乗降客の利用頻度が極めて低い既存停留所「マーケットシティ古河」をコースから除外し周回の所要時間を調整

※既存の西コース・マーケットシティ古河停留所については、継続とする。

効 果：「北コース」エリアの市民の古河駅周辺の移動機会の増

3 変更までのスケジュール

- (1) 公共交通活性化会議（9/22 開催）に提案
- (2) 関東運輸局への届出・許可申請手続き
- (3) 時刻表の変更準備 【10月～12月】
「古河市公共交通 ご利用案内」作成・差替え
- (4) 市民への周知 【1月～】
広報・市HP掲載
- (5) 一部見直しによる運行開始 【2月（予定）】

議案第2号

循環バス「ぐるりん号」停留所の新設について

1 設置停留所

(仮) ヨークベニマル前 ※「旭町二丁目」と「東泉町」との区間、十字路付近

2 新設の経緯

本年2月、古河市と民間事業者が古河駅東部土地区画整理事業地内135街区において、商業施設の令和6年度開業に向けた協定を締結した。

これに関して、区画整理課と当該地区の停留所新設に係る協議を進めていたところ、古河警察署が令和8年6月に移転する運びとなり、近い将来循環バスの需要が高まると予測できる。

このような状況で、カインズ及びヨークマートが来年秋の出店計画を進めていることから、新たに停留所を設置する。

3 対象コース

- (1) 北コース
- (2) 通勤通学コース
- (3) 総和庁舎・病院コース

4 設置時期

令和6年9月予定

※上記店舗の開店時期により、変更の可能性あり

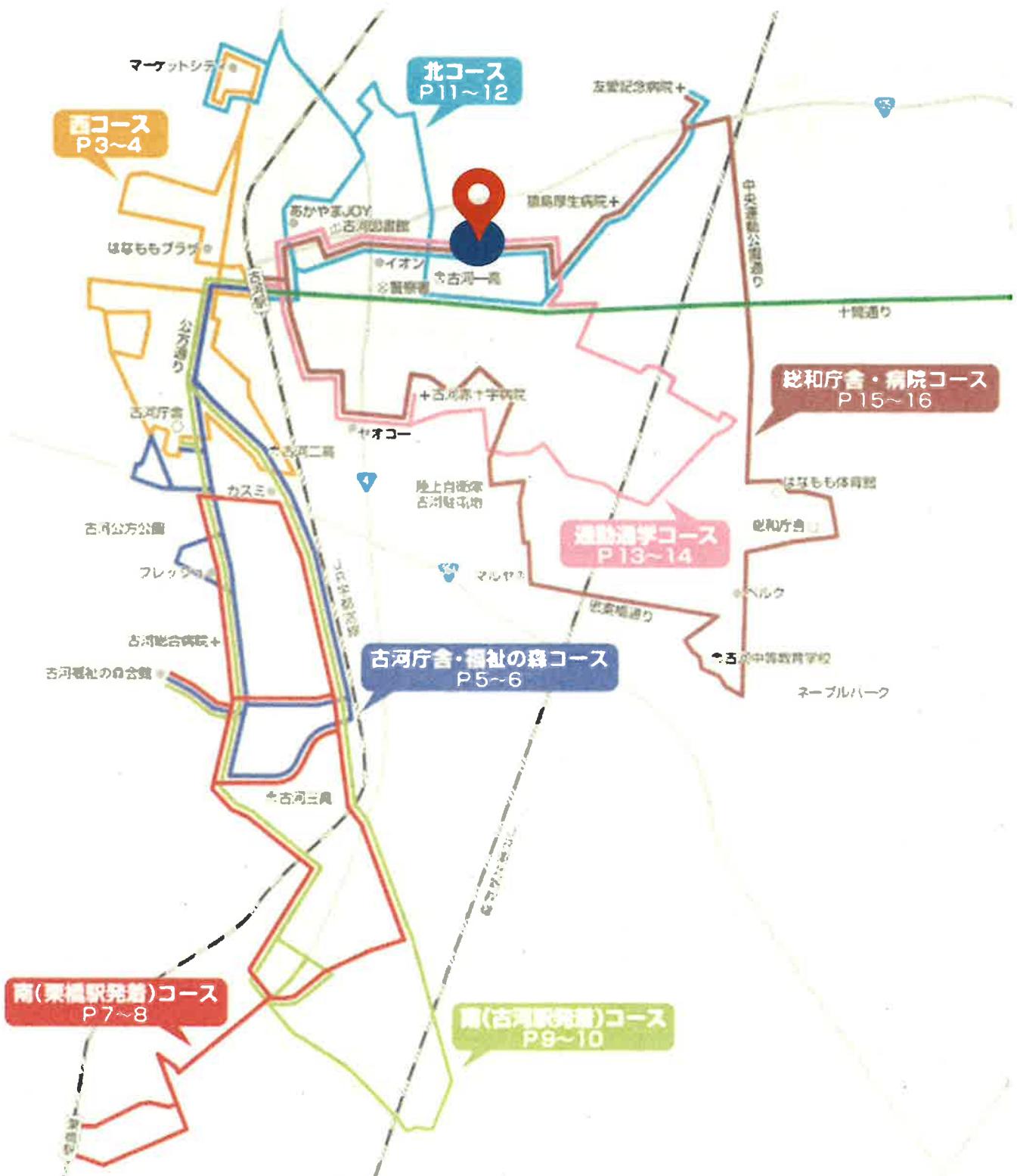
5 特記事項

「古河市公共交通 ご利用案内」の令和6年版作成の際は、新規停留所を記載し、「(仮) ヨークベニマル前停留所」は、「9月1日以降停車予定」との注釈をつける。

(裏面参照)

【新規停留所予定地】

対象コース：北コース、通勤通学コース、総和庁舎・病院コース



議案第3号

古河市地域公共交通計画の基本理念及び基本方針（案）について

【古河市の公共交通に関する概念】

『望ましい公共交通ネットワークのあり方』を見据えて

古河市の公共交通ネットワークは、JR東北本線、路線バス、循環バス、デマンド交通等既存の公共交通を有効に活用し、広域幹線交通、地域内交通、補完交通の4段階に機能分担を図るとともに、主要な交通結節点として、JR古河駅を中心に、主要な病院、市庁舎、福祉の森会館などを位置づけ、公共交通機関相互の接続・連携により面的なネットワークを形成することにより、地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成、買い物や通院等の日常生活の円滑な移動ニーズに対応した運行を目指す。その実現のために、新たな投資だけでなく、地域が持つ既存のリソースの活用最適化への調査検討を行い、利便性の追求だけでなく、環境への配慮、受益者の公平な負担のあり方を踏まえ、関係者・市民協働によるまちづくりと一体となった公共交通の構築を目指す。

以上の概念を踏まえて、古河市地域公共交通計画における基本理念及び基本方針を以下のとおり定める。

1 基本理念（案）

安全かつ持続可能な交通環境により、魅力的で利便性の高い古河（まち）をつくる

2 基本方針（案）

方針1：地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成

方針2：利便性の向上と利用促進の取組による地域公共交通の活性化

方針3：関係者・市民協働によるまちづくりと一体となった公共交通の構築

報告第1号

ぐるりん号無料の日実施について

1 趣旨 循環バス「ぐるりん号」を市民に周知するため、「無料の日」設定し試乗体験の機会を提供する。

2 期日 10月 8日（日） 関東ド・ドマンナカ祭り開催期間
10月22日（日） さんさんまつり開催期間
11月 5日（日） よかんべまつり開催期間

3 対象 日曜日に運行するダイヤの全便
・西コース
・古河庁舎・福祉の森コース
・南コース（古河駅発着）
・北コース
・通勤通学コース
・総和庁舎・病院コース
・道の駅・三和庁舎コース

4 広報 広報こが10月号及び古河市HP、古河市LINE、バスロケーションシステム、ぐるりん号車内広告、主要バス停に掲載

報告第2号

EVバス導入について

ゼロカーボンシティへの取り組みとして老朽化した小型バス2台を環境に配慮したEVバスを導入する事で計画を進めている。

1 納車の時期 令和6年3月（予定）

2 車両の種類 EVモーターズ・ジャパン製F8series 4 mini（定員29人）

3 調達方法 リース方式として「ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定」に基づき事業委託者のジェイアールバス関東（株）・茨城急行自動車（株）にて調達
※国の補助金（自動車環境総合対策補助金）を活用し車両と充電設備を設置

4 対象コース（予定）

北コース

西コース



(EVモーターズ・ジャパン 参考画像)

【資料】

- ① 古河市公共交通事業（循環バス「ぐるりん号」）の一部運行の見直しについて（別紙1）
- ② 運行見直し後のコース時刻表（別紙2）
- ③ 古河市地域公共交通計画基本方針（案）について（別紙3、別紙3-2）

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日
告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 113 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 152 号）

この告示は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 100 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 229 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 8 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 岁入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 岁出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
- (3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

1 歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雜 入 |

2 歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

令和5年度 第2回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

| No. | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|-----|----------------------|-----------|-----------|--------|
| 1 | 古河市 | 市 長 | 針 谷 力 | |
| 2 | 古河市 | 副市長 | 近 藤 かおる | |
| 3 | 古河市議会 | 議 長 | 赤 坂 育 男 | |
| 4 | 古河市行政自治会 | 副会長 | 長 濱 忍 | |
| 5 | 古河市老人クラブ連合会 | 会 長 | 佐 藤 弘 | |
| 6 | 古河商工会議所 | 副会頭 | 岩 崎 聖 一 | |
| 7 | 古河市商工会 | 会 長 | 峰 英 雄 | |
| 8 | 特定非営利活動法人まちづくり支援センター | 代表理事 | 為 国 孝 敏 | |
| 9 | 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 國 下 裕 司 | (企画調整) |
| 10 | 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 仲 野 俊 二 | (輸送) |
| 11 | 茨城県政策企画部 | 交通政策課長 | 寺 田 明 弘 | |
| 12 | 茨城県境工事事務所 | 道路管理課長 | 西 村 正 志 | |
| 13 | 古河警察署 | 交通課長 | 大 滝 勝 好 | |
| 14 | 茨城県バス協会 | 専務理事 | 澤 富 政 志 | |
| 15 | 茨城県ハイヤー・タクシー協会 | 専務理事 | 服 部 透 | |
| 16 | ジェイアールバス関東株式会社古河営業所 | 所 長 | 大 和 田 義 光 | |
| 17 | 茨城急行自動車株式会社 | 常務取締役 | 佐 藤 雄 一 | |
| 18 | 古河ハイヤー運営協議会 | 会 長 | 荒 井 忍 | |
| 19 | 朝日自動車株式会社 | 運輸部長 | 田 沼 健 一 | |
| 20 | 株式会社セキショウキャリアプラス | 営業部長 | 飯 田 理 文 | |
| 21 | 茨城急行バス労働組合 | 執行委員長 | 和 田 武 士 | |

【活性化会議事務局】

| No. | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|-----|---------------|---------|---------|----|
| 1 | 古河市役所市民部 | 部 長 | 山 根 修 | |
| 2 | 古河市役所市民部交通防犯課 | 課 長 | 関 勝 弘 | |
| 3 | 古河市役所市民部交通防犯課 | 副参事 | 斎 藤 恭 翔 | |
| 4 | 古河市役所市民部交通防犯課 | 課長補佐兼係長 | 青 木 一 敏 | |
| 5 | 古河市役所市民部交通防犯課 | 係 長 | 山 田 清 美 | |

